

協議会委員の先発例視察研修報告

1. 期 日 平成15年7月9日(水)～10日(木)
2. 研修地 茨城県つくば市(荃崎庁舎・谷田部庁舎)
3. 参加者 委員17人,随行者3人(事務局)計20人
吉田町3人(議会議長,議会議員,学識経験者)
桜島町3人(助役,議会議員,学識経験者)
喜入町3人(助役,議会議員,学識経験者)
松元町2人(助役,学識経験者)
郡山町3人(助役,議会議長,学識経験者)
鹿児島市3人(学識経験者)

4. 研修内容

7/9(水)

荃崎庁舎(旧荃崎町)

- ・合併に至った要因について
- ・住民に対する情報の提供及び周知について
- ・合併後の支所機能について

7/10(木)

谷田部庁舎

- ・法定合併協議会の設定に至った経緯について
- ・協議会における審議状況について
- ・市町村建設計画の概要について
- ・合併後の住民意見の集約と反映について

参 加 者 名 簿

	区 分	所 属	職名等	氏 名
1	助役	桜島町	桜島町助役	上 山 秀 一
2	助役	喜入町	喜入町助役	今 別 府 健 司
3	助役	松元町	松元町助役	神 戸 芳 政
4	助役	郡山町	郡山町助役	園 田 睦 雄
5	議長	吉田町	吉田町議会議長	米 満 忠
6	議長	郡山町	郡山町議会議長	盛 満 一 兵
7	議員	吉田町	吉田町議会議員	福 石 尚 弘
8	議員	桜島町	桜島町議会議員	山 元 満
9	議員	喜入町	喜入町議会議員	追 立 實 意
10	学識経験者	鹿児島市	消費生活アドバイザー	石 窪 奈 穂 美
11	学識経験者	鹿児島市	鹿児島国際大学福祉社会学部学生	園 田 哲 平
12	学識経験者	鹿児島市	鹿児島市民生委員児童委員協議会会長	木 原 和 夫
13	学識経験者	吉田町	吉田校区公民館長	井 前 眞 人
14	学識経験者	桜島町	桜島町公民館連絡協議会会長	上 山 稔
15	学識経験者	喜入町	喜入町地区公民館連絡協議会会長	前 園 吉 彦
16	学識経験者	松元町	松元町公民館連絡協議会会長	定 榮 一 郎
17	学識経験者	郡山町	郡山町公民館運営連絡協議会会長	北 野 昭 三
18		事務局	局 長	成 清 次 男
19		事務局	次 長	黒 木 潤 二
20		事務局	職 員	田 中 公 弘

1 新市の概況

新生「つくば市」は、茨城県南西部に位置し、首都東京から北東に約 50 km、県庁所在地の水戸市から南西に約 50 km、新東京国際空港から北西に約 40 kmの距離に位置している。

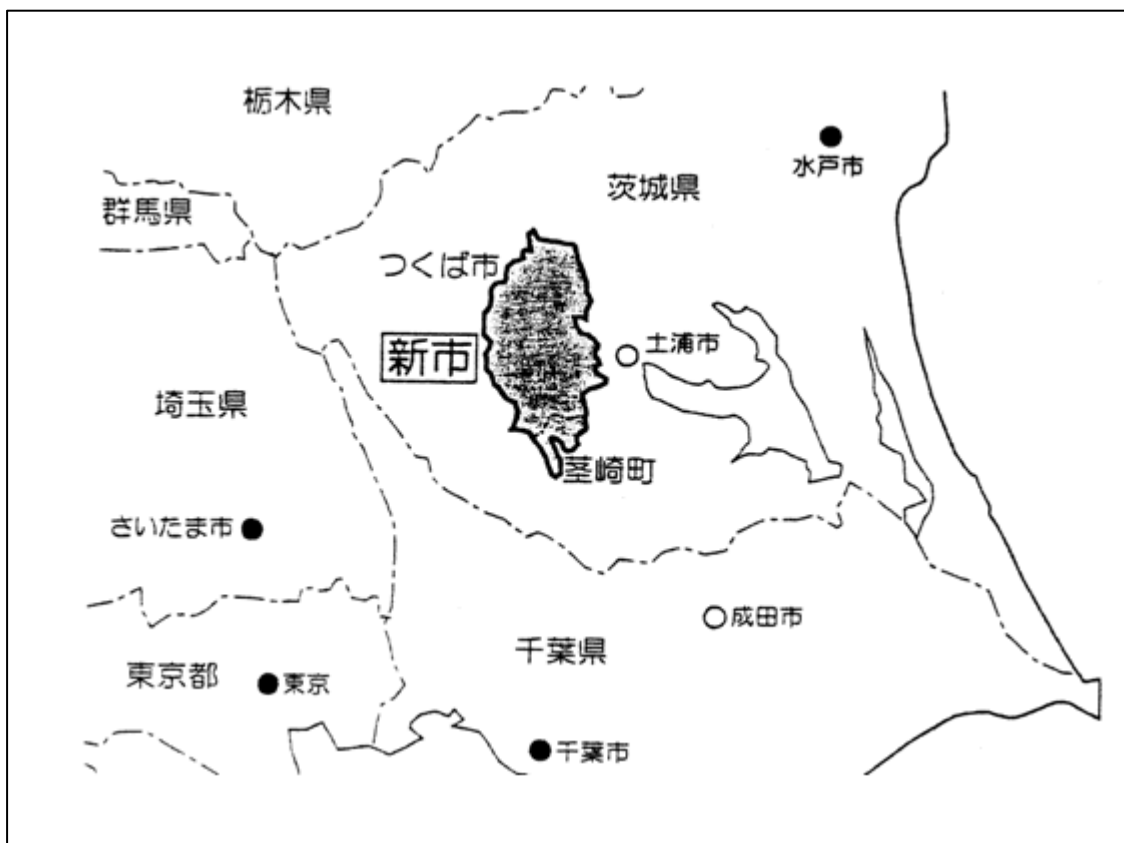
また、北に水郷筑波国定公園の筑波山、東に我が国第 2 の湖霞ヶ浦、南に牛久沼など自然環境に恵まれた地域であり、筑波・稲敷台地と呼ばれる標高 20～30m の平坦な地形となっている。

市域は、東西約 14.9km、南北に約 30.4km、総面積 284.07 k m²で県内第 2 位の面積を有する都市であり、全域が筑波研究学園都市の区域である。

気候は、太平洋岸地域型の概ね温暖な気候で、冬季の降雨量は少なく、生活及び農作物の成育に適している。年間平均気温は 14 前後と比較的温暖的な気候を有している。

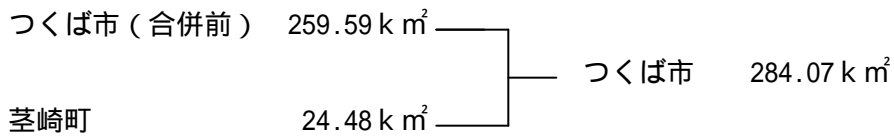
合併時の人口は 195,272 人(平成 14 年 11 月 1 日常住人口)であり、水戸市について県下 2 番目の都市である。

産業構造は、平成 12 年国勢調査従業地就業者の状況からみると第 1 次産業は全就業者に占める割合が 5.8%で、第 2 次産業が 21.8%、第 3 次産業が 70.1 %、その他 2.3%となっており、年々、第 1 次産業就業者の減少と第 2 次及び第 3 次産業就業者の増加傾向がうかがえる。特に、筑波研究学園都市建設による都市開発等の影響により、第 3 次産業就業者の増加が顕著である。



人口（平成 14 年 11 月 1 日現在常住人口）			
つくば市（合併前）			
人 口	169,707	人	
男	87,901	人	
女	81,806	人	
世帯数	65,072	世帯	
茎崎町			
人 口	25,565	人	
男	12,572	人	
女	12,993	人	
世帯数	8,547	世帯	
		つくば市	
人 口	195,272	人	
男	100,473	人	
女	94,799	人	
世帯数	73,619	世帯	

面積



産業構造（平成 12 年国勢調査）

つくば市（合併前）

第 1 次産業	4,740	人(6.0 %)
第 2 次産業	16,246	人(20.5 %)
第 3 次産業	56,172	人(71.0 %)
計	79,164	人

茎崎町

第 1 次産業	648	人(4.8 %)
第 2 次産業	3,924	人(29.2 %)
第 3 次産業	8,800	人(65.4 %)
計	13,372	人

つくば市

第 1 次産業	5,388	人(5.8 %)
第 2 次産業	20,170	人(21.8 %)
第 3 次産業	64,972	人(70.1 %)
計	92,615	人

総数には「分類不能の産業」を含む。

2 合併の背景

(1) 筑波研究学園都市の建設

つくば市と茎崎町の合併については、昭和 38 年 9 月、科学立国を目指す我が国の国家的プロジェクトとして、筑波研究学園都市建設が閣議了解されて以来、一体的な都市運営がなされることを前提に建設が進められてきたことに起因している。

このことが、当時の筑波研究学園都市関係 6 町村共通の避けて通ることのできない最大の要因となった。

新市街地の整備は、6 町村の町村界に跨って行われたため、新都市建設に伴って関係町村の合併の必要性が高まった。

特に、昭和 55 年に筑波研究学園都市が概成し、さらに昭和 60 年に国際科学技術博覧会が開催され合併に係わる機運が高まった。

このような状況のなかで、筑波研究学園都市関係 6 町村は、将来的には合併することを基本方針として、茎崎町を除いた 5 町村の先行合併が行われ、昭和 62 年 11 月に 4 町村が合併し「つくば市」が誕生し、翌年 1 月に 1 町が加わった。

現在、東京の秋葉原駅とつくばを 45 分で結ぶ鉄道つくばエクスプレスの工事が、平成 17 年度の開業を目指して進められている。市内には、つくばセンター地区、葛城地区、島名地区、萱丸地区の 4 か所に駅が設置されるほか、その沿線で土地区画整理事業が進められている。

今後、つくばエクスプレスの開業、首都圏中央連絡自動車道の開通及び国道 6 号バイパスの整備などによる交流活動(人、物流、情報)の活発化によって、つくばの地域構造に大きな影響が及ぶものと考えられる。

また、つくばのまちづくりは、我が国の科学技術を牽引している「筑波研究学園都市」を今以上に発展・成熟させ、世界を先導する「科学技術中枢拠点都市:つくば」を実現させることが期待されている。

そのためには、つくば市と茎崎町が合併し「筑波研究学園都市を構成する地域」が一体となって、住民主体の新しいまちづくりを進めていくことが必要不可欠なことである。

(2) 一体的な行政組織機構の確立

筑波研究学園都市の建設とともに、6 か町村は共同して住民サービスを行うため、消防、ごみ・し尿処理、公共下水道、火葬場などの業務を行う筑南地方広域行政事務組合と、上水道の業務を行う筑南水道企業団の 2 つの一部事務組合を設立した。

しかし、この一部事務組合の費用負担割合は、つくば市が 85%を占める一部事務組合となり、運営状況も変則的な団体となっていた。

また、筑南地方広域行政事務組合においては、リサイクルプラザの建設やクリーンセンター周辺の土地利用推進、メモリアルホール周辺の土地利用促進(県事業)などの取り組み、

一方、筑南水道企業団においては、つくばエクスプレス関連の沿線開発地区への給水をはじめつくば市全域への給水など、なお一層の業務展開が強く求められた。

このような状況のなかで、筑波研究学園都市を構成するつくば市と茎崎町は、2つの一部事務組合とともに、重層的な行政組織機構により住民サービスを行っているので、組織全体の再編を行い、市民に直結した一体的な組織を構築し、より効率的な事業展開を図る必要があった。

(3)生活圏の広域化

市町村の合併は、今までに大きく2回の大合併があった。明治の合併については、「歩いて役場まで行ける」また、昭和の合併は、「自転車で役場まで行ける」という当時の住民の生活圏に合わせた合併であった。

現在は、マイカーの普及や道路整備が進み、通勤や通学、医療、買い物など人々の生活圏は行政区域を越えて大幅に広がっている。

特に、筑波研究学園都市は、新しい都市づくりの中核的な都市基盤となるつくばエクスプレスの開業や首都圏中央連絡自動車道あるいは6号バイパスなどの整備により、周辺地域と一層の連携をはかり、地域交通の要衝としての発展が期待されている。

今後は、土地利用や都市計画などをはじめ、まちづくりを進めるにあたっては、広域化する生活圏に対して、広い見地から一体的に行政運営が行われることが必要となってきている。

(4)自治体の総合的な力量の強化

地域の課題や社会情勢の変化、あるいは住民ニーズの多様化などに伴う行政需要の増大、少子高齢社会の到来などに対し、地域の更なる発展と住民福祉の向上を目指し、これまで以上の行政展開を図っていくためには、企画力の向上や人材確保、簡素で効率的な行政運営の確立、行財政の基盤強化などを図り、自治体の総合的な力量を高めることが必要である。

特に、生活者である住民にとって、より質の高いきめ細かな行政サービスの提供や生活圏に合致した広域的な行政サービスの展開が求められている。

そのため、重層化しているつくば市、茎崎町、筑南地方広域行政事務組合、筑南水道企業団の行政を一体化し、分散した庁舎の統合に努め、効果的な行政運営の構築と住民参加の総合的な行政機能を高めていくことが求められていた。

3 合併に向けた動き

(1)つくば市

昭和 63 年 2 月つくば市及び荃崎町合併協議会を設置し、合併協議の体制を整えた。平成 2 年 6 月に策定したつくば市総合計画と平成 12 年 9 月に策定した新つくば市総合計画は、市政運営の最上位計画であるが、いずれの計画でも荃崎町との合併を推進するとしており、施政の方針を明確に表明してきた。

しかし、つくば市から荃崎町への合併のはたらきかけには、つくば市誕生の合併が県主導であったことや新しい市の体制づくりに時間を要したことなどから行うことはなく、荃崎町の合併気運が醸成することを見守ることにとどまった。

平成 11 年 11 月に合併協議会がスタートしてからの状況は、平成 13 年 9 月に荃崎町との合併についての質問書や慎重審議を求める請願書の提出が一部住民団体より提出があったほか、合併を推進する大きな住民運動、あるいは、合併に対する反対運動もみられなかった。

(2)荃崎町

荃崎町は、筑波研究学園都市を構成する南部に位置した町であったが、町の北部に農林業関係の研究所の一部が立地するのみで筑波研究学園都市としての係わりが比較的うすい地区であった。

また、昭和 40 年代の後半から民間による大規模宅地開発が行われ、新しく住民となった多くの勤労者が常磐線牛久駅より東京方面へ通勤していたので牛久市との結びつきが強かった。

このような状況のなかで、昭和 63 年 2 月、つくば市及び荃崎町合併協議会を設置したが、協議会を開催するには至らなかった。

しかし、年月が過ぎるにつれて、東京方面へ勤務していた人々が徐々に定年を迎え、住民の意識は牛久・東京方面への指向から地元指向へと転換してきた。

また、社会資本の整備においても、下水道の整備はまだ充分ではないものの、上水道事業はほぼ完了したことや、教育施設や福祉施設も整備が進み合併への体制が整ってきた。

さらに、平成の大合併といわれるような全国的な社会環境の中で、つくば市においては、平成 17 年度開業を目指したつくばエクスプレスの整備が進められるなど、つくばの新しいまちづくりに、大きな期待が持たれるようになった。

特に荃崎町では、平成 10 年 11 月の町長選挙において、「つくば市との合併推進」を公約に栗原正光氏が町長に初当選したことにより、荃崎町がつくば市との合併へと大きく進展してきた。

また、平成 11 年から 13 年までの 3 年間、毎年町内全地区(38 地区)を対象とした行政懇談会などを行いながら合意形成が図られてきた。

(3)「つくば市との合併」を公約に栗原正光氏が荃崎町長に就任

合併協議会が設置された後の、平成 2 年と平成 6 年の荃崎町長選挙は、つくば市との合併問題について、「早期合併」あるいは「合併は時期尚早」どちらの主張もさほど争点にはならなかった。

しかし、平成 10 年 11 月の町長選挙においては、栗原氏が「つくば市との合併推進」を最大の政治公約に掲げ初当選し、同年 12 月に町長に就任した。この間の社会経済情勢の変化とともに、町民のライフスタイルが大きく変化したことにより、筑波研究学園都市の住民としての意識が高まったものと考えられる。

(4)つくば市長と荃崎町長が合併について協議

町長就任後間もない平成 10 年 12 月に藤澤順一つくば市長と栗原正光荃崎町長は、倉田弘元つくば市長と石川玄蔵元荃崎町長を交え非公式に懇談を行い、両市町の合併を推進していくことを確認した。

その後、平成 11 年 1 月に栗原町長は町議会の一般質問において、つくば市との合併推進を改めて表明し、同年 5 月から 7 月に町内全地区(38 地区)を対象とした行政懇談会を実施し、行政全般に関する町民の意見や要望を聞くとともに、つくば市との合併推進について、町民の一層の合意形成を図った。

同年 7 月 30 日、つくば市・荃崎町の両首長による合併に向けた公式会談が行われた。ここでは、合併の協議を進めるにあたり、既に設置されているつくば市及び荃崎町合併協議会規約の改正や、これに伴う補正予算を 9 月定例会に提案することなどが確認された。

4 合併協議会の協議経過

つくば市及び茎崎町の合併協議会は、約2年間に11回開催された。協議の概要は、次のとおりである。

第1回合併協議会(平成11年11月30日:ホテルグランド東雲)

【議事】

(報告事項)

合併協議会規約について

合併協議会事務局規程及び財務規程について

(協議事項)

つくば市及び茎崎町合併協議会の今後のスケジュールについて

平成11年度つくば市及び茎崎町合併協議会予算(案)について

第2回合併協議会(平成12年3月24日:つくば市谷田部庁舎3階会議室)

【議事】

(協議事項)

平成12年度つくば市及び茎崎町合併協議会予算(案)について

つくば市及び茎崎町行政内容現況調書の一部について

* 協議会終了後、研修会を開催した。

講師: 神永日出男氏(茨城県総務部地方課広域行政推進室長)

演題: 「市町村合併による新しい地域づくり」

第3回合併協議会(平成12年8月8日:茎崎町中央公民館会議室)

【議事】

(認定事項)

平成11年度つくば市及び茎崎町合併協議会決算認定について

(協議事項)

行政内容現況調書について

第4回合併協議会(平成12年10月6日:つくば市谷田部庁舎3階会議室)

【議事】

(協議事項)

行政内容分析調書について

第 5 回合併協議会(平成 13 年 2 月 1 日:荳崎町中央公民館会議室)

【議事】

(協議事項)

合併協定項目(案)について

合併協定項目「1.合併の方式」について

合併協定項目(案)については、合併協定書に記載する項目を、原則 21 項目とし、今後協議を進めていくことが了承された。ただし、今後の協議で必要に応じて変更できることとした。

合併協定項目「1.合併の方式」については、協議の結果、つくば市が荳崎町を編入する編入方式とすることが決定された。

第 6 回合併協議会(平成 13 年 3 月 29 日:つくば市谷田部庁舎 3 階会議室)

【議事】

(協議事項)

平成 13 年度つくば市及び荳崎町合併協議会予算(案)について

行政制度等に関する調整指針(案)について

新市建設計画の策定方針(案)について

合併協定項目「3.新市の名称」について

合併協定項目「4.新市事務所の位置」について

合併協定項目「5.財産の取扱い」について

協議事項 から については、原案のとおり決定された。

合併協定項目「3.新市の名称」については、事務局から前回の会議で、合併の方式がつくば市へ荳崎町が編入される編入合併と決定していることから、「新市の名称は、つくば市とする。」案が提案され、事務局案のとおり決定された。

合併協定項目「4.新市事務所の位置」については、新市の名称と同様に、現在のつくば市役所の位置である「つくば市大字谷田部 4741 番地」と決定された。

合併協定項目「5.財産の取扱い」については、事務局より「荳崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の財産(権利及び義務を含む)は、すべてつくば市に引き継ぐものとする。」案が提案され、事務局案のとおり決定された。

第 7 回合併協議会(平成 13 年 5 月 15 日:荳崎町中央公民館会議室)

【議事】

(認定事項)

平成 12 年度つくば市及び荳崎町合併協議会決算認定について

(協議事項)

合併協定項目「9.議会議員の定数及び任期の取扱い」について

合併協定項目「10. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」について

合併協定項目「12. 一般職の職員の身分の取扱い」について

合併協定項目「13. 特別職の職員の身分の取扱い」について

合併協定項目「14. 一部事務組合等の取扱い」について

合併協定項目「9. 議会議員の定数及び任期の取扱い」については、協議の結果、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第2号を適用し、荃崎町議会のすべての議員は、つくば市議会議員の残任期間に合わせて引き続き在任することに決定された。

合併協定項目「10. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」については、協議の結果、次のとおり決定された。

(1) 荃崎町農業委員会は、つくば市農業委員会に統合するものとする。

(2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項及び第2項を適用し、荃崎町農業委員会の選挙による委員は、つくば市農業委員会の委員の残任期間に合わせて引き続き在任することに決定された。

合併協定項目「12. 一般職の職員の身分の取扱い」は、事務局より「荃崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の一般職の職員は、すべてつくば市の一般職の職員として引き継ぐものとする。なお、職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱い等詳細については、両市町の長が協議して定める。」案が提案され、事務局案のとおり決定された。

合併協定項目「13. 特別職の職員の身分の取扱い」については、協議の結果、両市町の長が別に協議して定めることに決定された。

合併協定項目「14. 一部事務組合等の取扱い」については、事務局より以下のとおり案が提案され、事務局案のとおり決定された。

(1) 筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団については、合併の前日をもって解散するものとする。

(2) 荃崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退するものとする。

(3) 筑南地方土地開発公社については、荃崎町は合併の前日をもって脱退するものとする。

なお、合併協定項目「9. 議会議員の定数及び任期の取扱い」については、次のような意見が出された。

・ 合併の方式が編入合併と決定している。町としては、次の町長選挙、町議会選挙をしないで、その前に合併したい。議員の身分の取り扱いについては、合併特例法の「在任特例」を適用していただきたい。また、合併後最初に行われる市議会の一般選挙では、定数特例を適用せず、地方自治法の定数により通常選挙で良い。これが、荃崎町議会の考え方である。

・ 荃崎町との合併については、つくば市では何のリスクもないので、荃崎町議員が協議

のうえ選択したものについて、何ら異論はない。

・つくば市においては、まだ議会の中で議論をしていないので、できれば持ち帰って協議したい。

・つくば市側では、ほとんど議論されていない。

・議員でないので、一般の代表として意見を述べさせていただきたいとしたうえで、茎崎が今まで合併が出来なかったのも、このような議員の問題があったからだと思う。議員だけの論議ではなく、町民側・市民側に立った考え方で進めてもらいたい。

これらの意見を踏まえ、この件について、この場で決定すべきか、継続協議として次回以降の協議会で決定すべきかについて諮った。

この結果、賛成多数により、この場で決定することとなった。この結果、合併協定項目「9.議会議員の定数及び任期の取扱い」については、合併特例法による「在任特例」を適用し、合併後最初に行われる市議会議員の一般選挙においては、定数特例を適用しないとすることが、賛成多数で決定された。

第8回合併協議会(平成13年7月16日:つくば市谷田部庁舎3階会議室)

【議事】

(協議事項)

合併協定項目「2.合併の期日」について

合併協定項目「6.条例・規則等の取扱い」について

合併協定項目「8.町・字名の取扱い」について

合併協定項目「11.地方税の取扱い」について

合併協定項目「16.公共的団体等の取扱い」について

合併協定項目「21.新市建設計画」の一部について

合併協定項目「2.合併の期日」については、「平成14年11月1日」、「平成14年11月3日」、あるいは「新市建設計画を策定する前に期日を決めて良いのか、それを議論してから期日を決めるべき」との意見が出され、採決の結果、「平成14年11月1日」と決定された。

合併協定項目「6.条例・規則等の取扱い」については、事務局より「つくば市の条例・規則等を適用する。ただし、

(1)茎崎町にのみある条例・規則のうち、つくば市に引き継ぐものについては、現行の制度を踏まえて調整するものとする。

(2)各種制度等の調整と関係する条例・規則等については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。」案が提案され、事務局案のとおり決定された。

合併協定項目「8.町・字名の取扱い」は、事務局より「つくば市及び茎崎町の字の区域及び名称は、現行どおりとする。」案が提案され、事務局案のとおり決定された。

合併協定項目「11.地方税の取扱い」については、事務局より「地方税の税率については、つくば市の制度に統一するものとする。ただし、

(1)個人市町民税の均等割及び法人市町民税の法人税割については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定により、合併年度は不均一課税とする。

(2)国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定により、合併年度は不均一課税とし、検討の上、翌年度統一するものとする。」案が提案され、事務局案のとおり決定された。

合併協定項目「16. 公共的団体等の取扱い」については、事務局より「各種公共的団体等については、合併後の新市の一体性の速やかな確立に資するため、それぞれの実情に応じて統合整備に努めるものとする。」案が提案され、事務局案のとおり決定された。

最後に、合併協定項目「21. 新市建設計画」の一部については、計画全体を 6 章で構成することを想定し、第 1 章序論、第 2 章新市の概況について提案がなされ、原案のとおり決定された。

第 9 回合併協議会(平成 13 年 8 月 29 日:荳崎町中央公民館会議室)

【議事】

(協議事項)

平成 13 年度つくば市及び荳崎町合併協議会補正予算(案)について

合併協定項目「15. 使用料・手数料の取扱い」について

合併協定項目「17. 補助金等の取扱い」について

合併協定項目「18. 行政連絡機構の取扱い」について

合併協定項目「19. 各種事務事業の取扱い」について

合併協定項目「21. 新市建設計画」の一部について

平成 13 年度協議会補正予算(案)については、原案のとおり決定された。

合併協定項目「15. 使用料・手数料の取扱い」については、事務局より「使用料、手数料については、原則としてつくば市の制度に統一するものとする。ただし、

(1)荳崎町、筑南地方広域行政事務組合並びに筑南水道企業団にのみ定めのある使用料・手数料については、その実情等に配慮しつつ調整の上、つくば市に引き継ぐものとする。

(2)両市町、筑南地方広域行政事務組合並びに筑南水道企業団の使用料・手数料のうち同一あるいは同種のもので、特別な事情により調整が困難なものについては、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。」案が提案され、事務局案のとおり決定された。

合併協定項目「17. 補助金等の取扱い」については、合併年度は現行どおりとし、事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から速やかに調整を図るものとするのが決定された。

合併協定項目「18. 行政連絡機構の取扱い」については、合併年度は現行どおりとし、速やかに調整し、統一に努めるものとするのが決定された。

合併協定項目「19. 各種事務事業の取扱い」については、協議の結果、次のとおり決定された。

(1) 各種福祉制度

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

ただし、荃崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては合併後速やかに調整する。

なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

(2) 国民健康保険事業

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

(3) 保健衛生事業

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

筑南地方広域行政事務組合が実施している斎場の事業については現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。

(4) 清掃事業

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

筑南地方広域行政事務組合が実施しているごみ・し尿の中間処理等については現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。

なお、ごみの分別、収集運搬体制については合併後速やかに調整するものとする。

(5) 各種産業制度

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

ただし、荃崎町が実施している水田農業経営確立対策事業等については、現行どおりつくば市に引き継ぎ、休耕農地対策事業等については合併後速やかに調整する。

(6) 教育制度

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

ただし、公立幼稚園の入園料・授業料、学校給食費、各公民館で実施されている講座等については合併後速やかに調整する。

(7) 消防事業

筑南地方広域行政事務組合が実施している消防事業については現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。

荃崎町消防団は現行どおりつくば市に引き継ぐものとし、分団数、団員定数については合併後速やかに調整する。

ただし、団員の手当等についてはつくば市の制度を適用する。

(8) 上水道事業

筑南水道企業団が実施している上水道事業については現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。

(9) 下水道事業

荳崎町，筑南地方広域行政事務組合が実施している下水道事業については現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。

ただし，受益者負担金，徴収方法等については合併後速やかに調整する。

(10) 国際交流事業

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

ただし，荳崎町の姉妹都市交流，文化・スポーツ交流事業は現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。

(11) 納税関係事業

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

ただし，郵便局での納付，納税貯蓄組合に対する奨励金等については合併後速やかに調整する。

(12) 介護保険制度

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

ただし，介護保険料については合併年度は現行どおりとし，検討の上，翌年度統一する。

なお，合併協定項目「19.各種事務事業の取扱い」については，次のような意見が出された。

委員より財政上の問題もあろうかと思うが，両市町の良いところをできるだけ残していくといった調整をしていただきたいとの意見があり，藤澤会長から，町長も私も同じ考えであり，両市町の住民にとってプラスになるものについては，できるだけ残していくとの考えが示された。

最後に，合併協定項目「21.新市建設計画」の一部についての協議では，第3章新市建設の基本方針について，協議され，原案のとおり決定された。

第10回合併協議会(平成13年10月12日:つくば市谷田部庁舎3階会議室)

【議事】

(協議事項)

合併協定項目「7.組織及び機構の取扱い」について

合併協定項目「20.地域審議会の設置」について

合併協定項目「21.新市建設計画」について

合併協定項目「7.組織及び機構の取扱い」についての協議では，現在の荳崎町役場を，当面の間支所として存続させるとする事務局案のとおり決定された。

合併協定項目「20.地域審議会の設置」については，「設置すべきである」，「設置の必要性

は無い」との両方の意見があり、協議のうえ決定には至らなかった。そこで、この協議案件について、採決により決定すべきか否かについて委員の挙手を求めたところ、賛成少数であったことから、次回に継続協議とすることとなった。

次に、合併協定項目「21.新市建設計画」については、新市建設計画全6章のうち、前回までの協議決定部分を除き、第4章基本方針、第5章公共施設の統合整備、第6章財政計画について協議され、原案のとおり決定された。

第11回合併協議会(平成13年11月5日:つくば市谷田部庁舎3階会議室)

【議事】

(協議事項)

合併協定項目「20.地域審議会の設置」について

合併協定項目「20.地域審議会の設置」については、以上の意見を踏まえ、採決を行った結果、「設置すべきである」より「設置の必要性は無い」とする者が多く、設置しないことに決定された。

前回同様、「設置すべきである」、「設置の必要性は無い」との両方の意見があった。両方の意見の概要は、次のとおりである。

- ・前回の協議会后、荳崎町の委員で協議した結果、大勢の意見としては、「設置しなくても良い」ということであった。その理由として、それぞれの地区で設置すると、一体化の阻害要因になるというものであった。
- ・アンケート調査や多くの住民に聞いてみると、多くの面で合併についての不安があるという意見が多く、地域審議会を設置してこのような不安を取り除くべきである。
- ・それぞれの地域に地域審議会があれば、住民のニーズをつかみやすい。行政は住民の要望を実現していくことが大事なことである。つくば地域にも設置すべきであり、旧5地区に分けて部会を設ける。さらに、どちらの地域審議会でも委員は公募制にして任期を定めて運営する。
- ・議員は、住民の代表者であり、間接制民主主義の中で住民の意見を行政に十分反映させていける。従って、議員が一生懸命頑張っていけば地域審議会は必要ない。
- ・地域審議会に代わるものとして、議会に特別委員会を設置して、そこで建設計画等を審議すれば簡素化される。地域審議会よりも力の強い議会で審議していく方が良い。従って、地域審議会の設置は必要ない。
- ・議会だけというものではなく、住民が意見を言える場をいくつも創っていくということが大事である。

つくば市・茎崎町合併関係年表

明治 22 年 4 月	市制町村制の施行により「茎崎村」が誕生
昭和 38 年 9 月 10 日	研究学園都市建設地を「筑波地区」に決定することが閣議了解
昭和 41 年 12 月 9 日	研究学園都市建設に係る用地買収開始
昭和 42 年 10 月 16 日	科学技術庁防災科学技術センター起工式(移転第 1 号となる)
昭和 45 年 5 月 19 日	「筑波研究学園都市建設法」制定(公布)。この法律の中で「茨城県筑波郡筑波町，同県同郡大穂町，同県同郡豊里町，同県同郡谷田部町，同県新治郡桜村，同県稲敷郡茎崎村」の区域が研究学園都市の地域として位置付けられた。
昭和 47 年 1 月 8 日	花室地区の公務員宿舎に移転機関職員(無機材質研究所)が入居開始
昭和 47 年 2 月 10 日	筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団設立許可。 筑波研究学園都市の区域にある 6 ケ町村で設置し，消防，ごみ・し尿処理，上下水道等の事業を開始する。
昭和 55 年 3 月	予定される国の研究教育機関が概成し，すべての機関が業務開始。
昭和 55 年～昭和 58 年	茨城県議会にて，知事が研究学園都市関係 6 ケ町村の合併に向け積極的な姿勢を示す。この後，筑波町，大穂町，豊里町，桜村の議会で合併促進決議がされた。 6 ケ町村の意見が一致せず，合併には至らなかった。
昭和 56 年 4 月	国際科学技術博覧会開催承認
昭和 58 年 1 月 1 日	茎崎村が町制施行により「茎崎町」となる。
昭和 58 年 6 月 10 日	つくばセンタービル完成，真空集塵システム稼働開始。
昭和 60 年 1 月 24 日	常磐自動車道，東京と直結
昭和 60 年 3 月 17 日	国際科学技術博覧会開催
昭和 60 年 9 月 16 日	同上 閉幕
昭和 62 年 6 月	県知事より研究学園都市内の 6 ケ町村に対し，年内合併が提案される。
昭和 62 年 8 月 20 日	筑波研究学園都市関係町村合併促進協議会(任意協議会)設立 今後合併を進めるうえでの関係 6 ケ町村の共通認識として，「合併に係る基本方針」が承認された。
昭和 62 年 11 月 30 日	「つくば市」誕生 大穂町，豊里町，谷田部町，桜村の 4 町村で新設合併が行われた。
昭和 62 年 12 月 11 日	つくば市及び茎崎町合併協議会の設置について茎崎町で議決
昭和 62 年 12 月 26 日	つくば市及び茎崎町合併協議会の設置についてつくば市で修正議決

昭和 63 年 1 月 31 日	つくば市に筑波町が編入合併
昭和 63 年 2 月 4 日	つくば市及び茎崎町合併協議会の設置について茎崎町で修正議決
昭和 63 年 2 月 8 日	つくば市及び茎崎町合併協議会を設置し、知事に届ける。
平成 1 年 4 月	茎崎町誕生 100 周年を迎える。
平成 2 年 8 月 7 日	「つくば市との合併について」議会としての意見を町長に回答 「つくば市との合併について」町長より要請されたことに議会としての回答を出した。 この結果として、「町議会議員 15 名の連名により、つくば市との合併は時期尚早、また、1 名の議員は早期合併を主張」との回答があった。
平成 4 年 1 月 10 日	常磐新線鉄道事業免許が運輸省から首都新都市鉄道に交付
平成 4 年 11 月 1 日	つくば市常住人口 15 万人突破
平成 8 年 9 月 11 日	筑南地方広域行政事務組合のごみ焼却場(クリーンセンター)が完成
平成 10 年 3 月 31 日	住・都公団による研究学園都市建設事業の完了
平成 10 年 4 月 20 日	筑波研究学園都市建設法に基づく「研究学園地区建設計画」(国)と「周辺開発地区整備計画」(県)の全面改定
平成 10 年 4 月 27 日	筑南地方広域行政事務組合の火葬場(メモリアルホール)起工式
平成 10 年 11 月 22 日	茎崎町長選挙 つくば市との合併推進を公約に栗原氏が町長に初当選
平成 10 年 12 月	つくば・茎崎の両首長等による合併のための非公式懇談 藤澤つくば市長と栗原茎崎町長が元両市町の長を交え非公式に懇談を行い、両市町の合併を推進していくことを確認した。
平成 11 年 1 月	茎崎町長が町議会の一般質問において、合併推進を改めて表明
平成 11 年 5 月 ~ 6 月	茎崎町全地区(38 地区)を対象とした行政懇談会の実施 行政全般に関する町民の意見や要望を聞くための懇談会
平成 11 年 7 月 30 日	つくば・茎崎の両首長による合併のための公式会談を実施。 既に設置されている合併協議会規約の改正や合併協議会開催に伴う補正予算を 9 月定例会に提案することを確認
平成 11 年 9 月	合併協議会規約の一部改正及び補正予算を両市町において提案し、原案のとおり可決
平成 11 年 10 月 7 日	つくば市及び茎崎町合併協議会規約を一部改正し、知事に届ける。

平成 11 年 10 月 ~ 11 月	新つくば市総合計画策定に向けた住民懇談会・アンケート調査を実施
平成 11 年 11 月	両市町において，市・町の広報紙に合併情報の掲載を始める。
平成 11 年 11 月 30 日	第 1 回つくば市及び茎崎町合併協議会開催。
平成 12 年 3 月 24 日	第 2 回つくば市及び茎崎町合併協議会開催。
平成 12 年 4 月 ~ 7 月	茎崎町全地区(38 地区)を対象とした行政懇談会を実施。
平成 12 年 8 月 8 日	第 3 回つくば市及び茎崎町合併協議会開催。
平成 12 年 10 月 6 日	第 4 回つくば市及び茎崎町合併協議会開催。
平成 13 年 2 月 1 日	第 5 回つくば市及び茎崎町合併協議会開催。
平成 13 年 2 月 15 日	関係者調整会議を設置。(両市町,筑南地方広域行政事務組合,筑南水道企業団の職員で構成)
平成 13 年 2 月 27 日	第 1 回関係者調整会議開催。
平成 13 年 3 月 29 日	第 6 回つくば市及び茎崎町合併協議会開催。
平成 13 年 4 月 27 日	第 2 回関係者調整会議開催。
平成 13 年 5 月 15 日	第 7 回つくば市及び茎崎町合併協議会開催。
平成 13 年 5 月 ~ 6 月	茎崎町全地区(38 地区)を対象とした行政懇談会を実施。合併を中心テーマとした町民との懇談会。
平成 13 年 5 月 30 日	関係者調整会議専門部会開催。 ・制度調整の進め方について
平成 13 年 6 月 ~ 7 月	「新市建設計画策定」に関するアンケート調査実施。
平成 13 年 7 月 3 日	第 3 回関係者調整会議開催。
平成 13 年 7 月 16 日	第 8 回つくば市及び茎崎町合併協議会開催。
平成 13 年 7 月 30 日	広報紙「合併協議会だより」発行。
平成 13 年 8 月 2 日	つくば市・茎崎町が合併重点支援地域に指定される。
平成 13 年 8 月 21 日	新市建設計画に係る県との事前調整会議。県事業等について，両市町担当課と県担当課との協議。
平成 13 年 8 月 22 日	第 4 回関係者調整会議開催。
平成 13 年 8 月 29 日	第 9 回つくば市及び茎崎町合併協議会開催。
平成 13 年 9 月 14 日	新市建設計画(案)の事前協議について(県知事へ提出)
平成 13 年 9 月 20 日	関係者調整会議専門部会「部会長・副部会長」会議開催。(行政制度等事務調整表の作成等について)
平成 13 年 9 月 21 日	つくば市議会定例会最終日が時間切れとなり流会。茎崎町との合併に関する特別委員会の設置動議をめぐり時間切れとなり流会，自然閉会した。

平成 13 年 10 月 2 日	新市建設計画(案)の事前協議について(県知事から回答)
平成 13 年 10 月 6 日	つくば市・茎崎町合併市民会議の開催(茨城県との共催) 新市建設計画(案)の概要説明, 市内中学生による作文発表, 基調講演, パネルディスカッション
平成 13 年 10 月 12 日	第 10 回つくば市及び茎崎町合併協議会開催。
平成 13 年 10 月 16 日	新市建設計画の協議について(県知事へ提出)
平成 13 年 10 月 22 日~24 日	つくば市区長懇談会(5 地区)で合併状況等説明
平成 13 年 10 月 30 日	広報紙「合併協議会だより」発行
平成 13 年 11 月 5 日	第 11 回つくば市及び茎崎町合併協議会開催。 合併協議会委員(5 名)から同会長へ申入書が提出された。合併協定調印は十分な協議が尽くされるまで延期すべきである旨の申入が提出された。
平成 13 年 11 月 8 日	新市建設計画の協議結果について (県知事から異議のない旨の回答)
平成 13 年 11 月 12 日	つくば市・茎崎町合併協定調印式
平成 13 年 11 月 15 日	茎崎町において, つくば市と合併することの可否を住民投票に付するための条例制定の請求に係る代表者証明の交付申請が提出される。
平成 13 年 12 月 5 日	茎崎町がつくば市と合併することの可否を住民投票に付するための条例制定の請求に係る署名簿が茎崎町に提出される。
平成 13 年 12 月 6 日	つくば市議会定例会が開会したが, 休憩に入り再開できず流会した。 開会直後に会期を決めないまま, 休憩に入り, 合併関連議案の取り扱いについて, 議員間の意見調整ができず再開されなく流会した。
平成 13 年 12 月 10 日	つくば市議会臨時会招集請求書が提出される。 合併関連 3 議案について, 議会臨時会招集請求が 21 名の議員から市長に提出された。
平成 13 年 12 月 13 日	茎崎町議会で合併関連 3 議案(合併申請等)の議決(可決)
平成 13 年 12 月 22 日	つくば市議会で合併関連 3 議案(合併申請等)の議決(可決) 同議会で合併することの可否を住民投票に付するための条例に係る議案(議員提案)の議決(否決)
平成 13 年 12 月 28 日	茎崎町がつくば市と合併することの可否を住民投票に付するための条例制定に係る請求書が茎崎町に提出され, 受理される。

平成 14 年 1 月 15 日	<p>茎崎町議会臨時会で、茎崎町がつくば市と合併することの可否を住民投票に付するための条例制定に係る議案が否決される。</p>
平成 14 年 1 月 16 日	<p>茨城県知事への合併申請(つくば市長・茎崎町長連名で申請)</p>
平成 14 年 2 月 28 日	<p>広報紙「合併協議会だより」発行</p>
平成 14 年 3 月 22 日	<p>茨城県議会で合併関連議案可決。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つくば市及び稲敷郡茎崎町の配置分合について
平成 14 年 3 月 26 日	<p>茨城県知事決定</p> <p>平成 14 年 11 月 1 日から稲敷郡茎崎町を廃し、その区域をつくば市に編入する。</p>
平成 14 年 5 月 23 日	<p>官報告示</p> <p>(平成 14 年 5 月 23 日官報第 3366 号)総務省告示第 310 号</p>
平成 14 年 9 月 20 日	<p>合併に伴う条例，制度等の議案可決</p>
平成 14 年 10 月 31 日	<p>茎崎町閉町式</p> <p>つくば市及び茎崎町の合併に伴い，筑南地方広域行政事務組合，筑南水道企業団の解散</p>
平成 14 年 11 月 1 日	<p>つくば市・茎崎町合併</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つくば市・茎崎町合併並びに市制 15 周年記念式典開催。 ・つくば市茎崎支所開所式 ・補正予算等専決処分

つくば市・茎崎町「合併まちづくり計画」

新市建設計画概要

【計画の趣旨】

つくば市と茎崎町の合併後のまちづくりをおこなうための計画を策定し、それを実現することで両市町の速やかな一体性の確立及び地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものである。

【計画の構成】

- 1 序論
- 2 新市の概況
- 3 新市建設の基本方針
- 4 基本方針を具現化するための建設計画
- 5 公共施設の統合整備
- 6 財政計画

【計画の期間】

合併年度及びこれに続く10年度間について定めます。
平成14年度～平成24年度まで

【新市建設の基本方針】

1 まちづくりの目標

つくば市と茎崎町が合併して生まれる「新市」においては、「筑波研究学園都市を構成する地域」が一体となって、互いにかよい合う心を尊重し、ともに手を取り合ってつくる。

世界に向かって発言するまち： 新生つくば“
をまちづくりの目標とします。

2 新生つくばの将来像

新生つくばでは、「世界に向かって発信するまち」の実現を目指すとともに、多くの人々や自然環境との共存を図りながら、真の豊かさが享受できる「ゆとりある暮らしを大切にしたまちづくり」を進めます。

こうした「ゆとりあるまちづくり」を推進することによって、次の3つの将来像の実現を目指します。

「環境都市つくば」

「福祉都市つくば」

「自律都市つくば」

3 新生つくば土地利用構想

土地利用構想は、「4つのゾーン」と「3つの拠点」によって構成しています。

4つのゾーン

都市化ゾーン 田園集落ゾーン 筑波山ゾーン 親水ゾーン

3つの拠点

広域活性化拠点

研究学園中心地区

つくばエクスプレス沿線開発「葛城地区」

都市地域活性化拠点

島名・福田坪地区 萱丸地区 中根・金田台地区

上河原崎・中西地区， 手代木西部地区

田園地域活性化拠点

中根地区 谷田部地区 上郷地区 大曾根地区

吉沼地区 北条地区 小田地区 高見原地区

【基本方針を具現化するための建設計画（各種施策）】

「新市建設の基本方針」に基づき、「環境都市つくば」、「福祉都市つくば」、「自律都市つくば」の実現に向けて次のような施策を展開していきます。

環境都市つくば

1 地球環境と共生するまち

ISO14001認証取得事業

つくばスポーツの森整備事業

リサイクルプラザ建設事業

荃崎運動公園建設事業

上下水道整備事業

桜川ほか河川改修事業（県）

2 都市と田園が調和するまち

(仮称)つくば駅前広場整備事業

つくば市・荃崎町連絡道路整備事業

つくばメモリアルホール周辺整備事業(県)

つくばエクスプレス関連都市計画道路整備,土地区画整理事業(県)

3 安全な暮らしを守るまち

防犯灯設置事業

消防車両等整備更新事業

防火水槽・消火栓整備事業

交通安全教育の推進

福祉都市つくば

4 楽しみながら子どもを育てるまち

(仮称)筑波児童センター建設事業

放課後児童対策事業

チームティーチング講師配置事業

青少年センター建設事業

小中学校施設・学校給食センター整備事業

5 健康で生きがいのあるまち

社会福祉施設整備費補助(介護老人福祉施設)

(仮称)筑波西中学校校区公民館建設事業

休日緊急医療事業

6 互いに尊重しあい,助け合うまち

福祉循環バス運行事業

介護保険事業

筑波心身障害者センター建設事業

障害児通園事業

身体・知的障害者デイサービス事業

自律都市つくば

7 科学と創造のまち

つくば科学フェスティバル事業

(仮称)総合ネットワークセンター設置事業

つくば産業創出支援事業

8 働く人が元気なまち

つくば市物産館建設事業

まつりつくば事業

(仮称)くきざき農業ミュージアム整備事業

筑波山頂整備事業(県)

9 市民参加と愛着が持てるまち

つくば市女性行動計画策定事業

(仮称)男女参画スポーツセンター建設事業

環境・くらしのカレンダー作成

10 環境・福祉・自律都市つくば

市民活動支援事業 新庁舎建設事業

つくば市オンブズマン設置事業

視察研修における質問等について

質 問： 旧荃崎町の職員数が合併により、減ってきておりますが、職員の全体的な数は変わってないのでしょうか。

回 答： 今回の合併及び再編によって減った職員は、それぞれ他の庁舎の部署へ配置されております。決して失職はしておりません。

質 問： 私共のまちの考えでは、将来の財政的なことが問題になり、国の財政の在り方について将来不安を持っており、ひとつの町だけではやっていけなくなることが、要因であると思います。

地域で説明をする段階で、合併しないで進んだ場合にどういうことが想定されるのか、それぞれの町が示すことが出来ない状況です。10年後の財政シミュレーションをしてみると、かなり歳入が減ることが予想され、普通建設事業を減らしても赤字が出ると分析していますが、現実、このような事業はできなくなると町民に説明できない状況にあります。どのように進めたらよいのでしょうか。

回 答： 荃崎町の場合には、少子高齢化にスポットを当てていました。また、つくば市は財政力があるため、合併を進めてきました。

質 問： 平成14年11月に合併し、翌年の4月には庁舎の再編をしておりますが、住民に対するサービスで低下するものはなかったのでしょうか。

回 答： 7か月経っていますが、サービスの提供については低下や苦情などはありません。ただ、支所職員と本庁職員との調整や話し合いがスムーズにいかなかった点がありますので、調整が必要であると感じております。

質 問： 合併に伴ってあるべき負担の部分で、旧荃崎町の住民にとって合併によってどのようなものが負担が増えて、どういうものが減ったのか、また、それについて住民は理解しているのか。

回 答： 増えたものは、市民税が2,000円から2,500円に増えましたが、苦情は全くありませんでした。
今回の合併は、「あるべきサービス、あるべき負担」で考えました。

質 問： 地域審議会については、賛否両論あり、設置しないことになったようですが、経過はどうだったのですか。

回 答： 設置しなかったことについては、全然影響はありません。
荃崎町の議員がつくば市の議員となったこと。広報公聴制度（市民モニター等）があり、審議会を設置しなくても十分住民の意見を反映させることができることから設置しないことになりました。

質 問： 町名・字名の取扱いについて、旧荃崎町ではどうだったのか。

回 答： 同じ字名がなかったこともあり、現行どおり字名を使って「つくば市小荃」となりました。

質 問： 議員の定数の取扱いについては、合併の時に在任特例を生かされて、荃崎町の議員が市議会議員となった。これにより報酬も高くなり財源的には何が使われているのですか。

回 答： 合併特例債の対象にはならない。議員数は、荃崎町分がつくば市に1年間加わっただけなので、財源的には可能だった。

質 問： 合併時に荃崎町とつくば市で職員の人事交流は行われましたか。

回 答： 私共は希望しておりますが、現在まで人事交流はありません。

質 問： 合併後の庁舎空き部屋の活用はどうしていますか。

回 答： 合併前と同じように使われております。ただ、議場につきましては書庫になると思われま。また、新庁舎を建設する計画がありますので、今後、庁舎の活用につきましては、検討をすることとしております。

質 問： 窓口センターと支所の3つの課を区分された根拠は何ですか。

回 答： 窓口センターは戸籍事務で、荃崎地域以外の住民も対象としており、支所は荃崎地域の業務だけを行うため、その違いにより区分しました。

質 問： 地域審議会については、荃崎町の議員がつくば市の議員となったことも要因として設置しなかったということですか。

回 答： 現時点では、それもありますが、合併後も必要性があれば地域審議会は設置が出来るということを協議会で確認しております。

質 問： 町名・字名が合併によって変わった場合は、財産等の管理に支障が生じるのではないですか。

回 答： 基本的には官報が告示されて、合併したということの法律行為がなされるので何ら手続きをする必要はないと考えます。土地の登記等については、職権によりますので問題はないと思います。どうしても証明書を求めて来るところについては、分かるものを発行しています。

質 問： つくば市は7つの庁舎で機能分担をしておりますが、住民が不平・不満を感じていませんか。

回 答： 各庁舎を結ぶ無料バスを運行したり、各庁舎で受理できるものは預かるようにしています。分庁方式のため、機能を住民へ十分周知しなければならないと考えております。

質 問： 合併特例債の事業費はどのくらいですか。

回 答： 全体で227億円。内、100億円が庁舎建設費である。残りを連絡道路整備や学校施設整備等に活用します。

質 問： 新市では議員が在任特例により増えています。議会はどこで開かれているのですか。

回 答： つくば市の議場を増員分だけ席を広げて使っております。